

私たちの生活心得 令和8年度

(1) 制服について

- ① 冬期 ブレザー・ズボン又はスカート・ベルト（ズボンの場合）
シャツ（カッター・ブラウス）、カーディガン・ベスト等を着ても良い（白・黒・紺・灰・茶・ベージュ）
夏期 ズボン又はスカート・ベルト（ズボンの場合）
シャツ（ポロ・カッター・開衿シャツ）
- ② ブレザー・ズボン・スカートは、学校指定のものを着用する。
- ③ シャツ（ブラウス・ポロ・カッター・開衿シャツ）は、各自が以下の基準で準備する。
 - イ. 白無地。ワンポイントは認める。
 - ロ. 胸のポケットは、あってもなくてもよい。
 - ハ. サイズが合わず、極端に長いものは認めない。
 - ニ. 七分袖は認めない。
 - ホ. 第一ボタンは開けてよいが、式などの際は第一ボタンも留めること。
- ④ 着用について
 - イ. 指定がない限り登下校と授業は、制服を着用すること。
 - ロ. 制服は、だらしなくならないようきちんと着用すること。
 - ハ. スカートの長さは、膝にかかるようにすること。目安は膝立ちで床につく程度
 - ニ. シャツ下のインナーは、白・黒・紺など派手でない柄付きでないものとする。
 - ホ. シャツはズボンの中に入れること。
 - ヘ. ブレザーのボタンは全て留めること。

(3) 防寒着（具）について

- ① 防寒着・ネックウォーマー・マフラー・手袋等は、登下校時に認める。
 - イ. 種類や色は、各自で使用目的を考えて用意すること。
- ② 制服の下は、外から見えないものを着てもよい。
- ③ ウインドブレーカーも認める。（部活等、各自でもよい）
 - イ. 登下校、クラブ活動時と学校が認めた場所で着用してもよい。
 - ロ. 校舎内では着用しない。
- ④ ひざ掛けは冷房時、暖房時の体温調節を目的に授業中に使っても良い。ただし、腰に巻くような使い方はしないこと。

(4) 移行期間について

- ① 夏服と冬服の移行は、6月1日と10月1日を基準とするが、特に期間は定めない。自分で判断して着用する。
- ② 冬服の時期に夏服で過ごすことは認める。ただし、冬季の儀式的行事や対外的行事の時は冬服とする。

(5) 上履きについて

指定の上履きとする。

(6) 名札について ※個人情報の観点から令和元年より廃止

(7) 靴下について

- ① 靴下は、規定はないがレギンス・トレンカなど足先が出るものは不可。
- ② ハイソックス（白・黒・紺）タイツ（黒）は認める。

(8) 靴について

- ① 体育館シューズは学校指定とする。
- ② 通学靴は運動ができるものとする。

(9) 雨具について

雨具や傘は、各自で準備する。

(10) ジャージ（体操服）について

- ① ジャージは学校指定とする。
イ.ズボン、スカートからジャージを出さない。出る場合着用しない。
- ② 短パンは、学校指定のハーフパンツとする。
イ.女子は、スカートから出さないこと。出る場合着用しない。
- ③ Tシャツは、各自で以下の基準で準備する。
イ.白無地とし、ワンポイントは認める。

(11) カバンについて

スクールバックは学校指定とする。

- イ.スクールバックの他に、サブバックを持ってきてもよい。
サブバックについては、各自で準備する。
- ロ.スクールバッグは原則毎日持ってくること。
- ハ.アクセサリは1つが望ましい。
- ニ.教室では、後ろのロッカーに入れること。

(12) 頭髪等について

- ① 肩を超える長い髪は衛生面やマナー等を考えて装飾性のないものでくく
ること。
イ、ゴムやヘアピンは装飾性のないもの。
ロ、ヘアクリップやシュシュ等は使用しない。
- ② 染髪・脱色・整髪料・パーマは認めない。
- ③ 特異な髪型は認めない。
- ④ 化粧・香水等は認めない。
イ、制汗剤・消臭スプレー等は、無香料とする。
- ⑤ 装飾品は認めない。

(13) 部活動について

① 下校完了時間

4～10月、2・3月 17:00
11～1月 16:40

② テスト期間中

・ 中間5日前、期末1週間前 練習なし

但し、大会前の時は、保護者の部活動許可願いを提出して活動できる。

(14) その他

- ① 学習に関係のない不必要なものは持ってこない。
イ、携帯等必要な場合は、朝担任に預けること。

美杉衣料品組合加盟店

肥田商店 272-0037
廣瀬屋呉服店 273-0003
柏森呉服店 274-0043
安野洋服店 275-0034

美杉中学校通学に関する規則

☆スクールバス通学について

要検討・確認

- ・朝、欠席などでバスに乗らないときは、学校に連絡するとともにバス停責任者にも連絡する（一人の時はその前のバス停責任者に連絡）。
- ・バスの途中下車は、原則として認めない。どうしても途中下車したい場合は、事前に保護者より申し出をしてもらう。
- ・都合によりスクールバスに乗らない場合は、担任に伝え、職員室の不乗車届に記入する。
- ・スクールバスの乗車を5分前には完了させる。（部活動など余裕をもって終了させる）
- ・バス下校時は職員全員で見送る。
- ・学期に一回程度（定期テスト時）、スクールバスの添乗指導を行う。
- ・通学に自転車を使用するときは、自転車通学許可書を提出する。鑑札シールを発行する（担任が随時受け付け、生指に連絡）
- ・自転車は通学に適した安全なものを使用する。
- ・踏み切りは自転車から降りて押して渡る。
- ・バスを破損させたときはそれ相応の指導を行う。

☆自転車通学について

（1）許可の条件

自転車通学は許可制とする。次の条件に当てはまる生徒で、申請があれば許可する。

- ① 自転車通学区域より通学する生徒
- ② 交通ルールやマナーを守ることができる生徒
- ③ 自転車規定に合った自転車を使用する生徒

（2）特別許可

バス学区より通学する生徒で、バス停まで、または部活動で自転車を使用する場合は、生指・S B担当・顧問の先生に許可を受けて、「特別許可」を申し出ること。

（3）鑑札シール

自転車通学許可を受けた生徒は、必ず鑑札シールを自転車の後方から見やすいところに貼ること。

自転車を買い換えた時や鑑札シールが著しく破損したときは、生指担当の先生に申し出て新しい鑑札シールの交付を受けること。

☆特別許可者の自転車通学について

☆自転車通学のルール・マナー

(1) ルール・マナー

以下のルール・マナーを守って通学すること。

- ①安全のため、ヘルメットは必ず着用し、あごひもをきちんとしめること。
- ②雨天時は雨カップを使用すること。
(安全のため傘の使用は厳禁)
- ③自転車は指定の場所に置き、鍵をかけること。
- ④指定された通学路を通って、登下校すること。
- ⑤並進や二人乗りなど、危険な乗り方をしないこと。
- ⑥自宅から指定された通学路までは、最も安全な道を通ること。
- ⑦登下校時はカバン等を荷台にゴムひもでくくるのが望ましい。
- ⑧違反改造をしないこと。

(2) 許可の取り消し

ルール・マナーに違反する場合、特に指導に対し反省・改善が見られない場合は許可を取り消すことがある。

☆自転車規定について

(1) 通学を許可する自転車の条件

次の条件を満たす自転車のみ、通学に使用することを許可する。

- ② 前部カゴや後部荷台が付いているものが望ましい。
- ② カマキリハンドル、ステップ等の違反および改造がないもの。
- ③ 反射板等、事故防止の対策が施されているもの。

* 不要な物をつけることや、色をぬったり、形を変形させたりする改造は禁止です。(自転車にペンキ等をぬることや、荷台の後ろを上げることは禁止です。)

(2) 許可の取り消し

(1)の条件を満たさない自転車を使用した場合、通学許可を取り消すことがある。

その他

- (1) 自転車の点検・整備は各自が責任をもって行うこと。